

三次市学校支援ネットワーク設置要綱の一部を改正する教育委員会告示新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この告示は、<u>いじめ等学校</u>だけでは解決が難しい児童生徒の問題行動及び緊急を要する児童生徒に関する問題について、関係機関、地域等による学校支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を組織し、当該児童生徒及び家庭に対して適切かつ実効的な支援を行うことを目的とする。</p> <p>(会議)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた会議（地域サポーター）</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、<u>小学校長及び中学校長</u>が<u>適当と認めた者</u></p> <p>3 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この告示は、<u>学校</u>だけでは解決が難しい児童生徒の問題行動及び緊急を要する児童生徒に関する問題について、関係機関、地域等による学校支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を組織し、当該児童生徒及び家庭に対して適切かつ実効的な支援を行うことを目的とする。</p> <p>(会議)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) ネットワーク総会</p> <p>(4) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた会議（地域サポーター）</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、<u>中学校長</u>が<u>適当と認めた者</u></p> <p>3 略</p>